

## 労災保険事務処理規約

農業労災事務センター特定農作業部会

## 第1章 総 則

### (目 的)

第1条 この規約は、定款第4条第2項の規定により、農業労災事務センター特定農作業部会（以下「センター特定部会」という）が労働者災害補償保険法（以下「労災保険法」という）第33条並びに第35条に基づき、指定農業機械作業従事者の団体として、会員の労災保険事務を処理する方法及びその処理に関して生ずるセンター特定部会及び会員の責任を定めることを目的とする。

## 第2章 労災保険関係事務処理の委託

### (労災保険関係事務処理の受託)

第2条 センター特定部会が、委託を受けて会員のために行う労災保険事務は、労災保険法上の特別加入者として処理すべき労災保険事務の一切とする。

2 会員が、センター特定部会に労災保険事務の処理を受託しようとするときは、前項に規定する労災保険事務の一切の処理を委託するものとする。

3 会員は、入会時に労働者を使用しているときは、速やかにセンター特定部会に報告しなければならない。また入会後に労働者を使用するに至った時は、速やかにセンター特定部会に報告するとともに、労働関係法令に基づく所定の手続きをしなければならない。

4 前項の場合において、センター特定部会は併設する社会保険労務士事務所にその旨を通知し、会員が希望するときは、当該事務所が所定の手続きを代行するものとする。

### (委託事務の手続)

第3条 会員が、センター特定部会に労災保険事務の処理を委託しようとするときは、センター特定部会に入会届及び委託書（センター特定部会様式第1号）を提出しなければならない。

2 センター特定部会は、前項の入会届及び委託書（センター特定部会様式第1号）の提出を受けたときは、速やかに受託の可否を当該会員に通知するものとする。

### (委託の解除)

第4条 会員が、労災保険事務処理の委託を解除しようとするときは、解除日の20日前までに退会及び事務委託解除届（センター特定部会様式第9号）を提出しなければならない。

2 センター特定部会は、会員がセンター特定部会の指定した納付期日までに保険料を納入しないときは、退会及び事務委託解除届（センター特定部会様式第9号）が提出されたものとみなし、事務委託を解除する。

3 センター特定部会は、会員が法令又はこの規約に違反したときは、労災保険事務所の委託を解除することができる。

(特別加入からの脱退手続)

第5条 センター特定部会は、会員から脱会及び事務委託解除届（センター特定部会様式第9号）を受理したとき（前第2項に基づく解除者は委託解除届が提出されたものとする）は、労災保険特別加入脱退の手続を行い、福岡労働局長の承認をうけなければならない。

### 第3章 事務処理の方法

(給付基礎日額等の報告)

第6条 会員は、センター特定部会に新たに加入する場合を除き、毎年2月末までに翌年度に希望する給付基礎日額を報告しなければならない。

(特別加入に関する変更届)

第7条 会員は、既に提出した特別加入届に、次の各号の変更が生じたときは、直ちにセンター特定部会に会員及び特別加入に関する変更届（センター特定部会様式第7号）を提出しなければならない。

- 一 業務・作業内容又は使用機械の変更
- 二 氏名、住所の変更
- 三 特別加入者の異動

(労災保険料の納付に関する事項)

第8条 センター特定部会は、会員に対し、新たに加入した者及び年度更新時において、給付基礎日額が確定したときは、遅滞なく確定概算保険料を算定し、納付期日を明記した労災保険料等納入通知書（センター特定部会様式第6号）により会員に通知するものとする。

(領収書の交付)

第9条 センター特定部会は、会員から労災保険料等の交付を受けたときは、領収書を発行し、労災保険料等徴収及び納付簿に所定の事項を記載するものとする。

### 第4章 センター特定部会の責任

(労災保険料の納付責任)

第10条 会員が労災保険料その他の規定による徴収金の納付のため金銭をセンター特定部会に交付したときは、その金額の限度で政府に対してそれらに納付の責を負うものとする。

## 第5章 会 計

(労災保険料特別会計)

第11条 センター特定部会は、定款第34条の規定に基づき、労災保険料特別会計を設けるものとする。

(労災保険料特別会計の収入・支出)

第12条 労災保険料特別会計においては、センター特定部会が会員から交付を受けた労災保険料その他の徴収金及び徴収法第19条第6項の規定による政府からの還付金を収入とし、政府に納付した労災保険料その他の徴収金及び会員から受け入れた労災保険料その他の徴収金の超過額、返還金を支出とする。

2 センター特定部会は、労災保険料その他の徴収金のために会員から交付を受けた金銭をその目的以外に使用しないものとする。

3 センター特定部会は、労災保険料その他の徴収金の交付を受けた場合及び交付された労災保険料等の国への納付、又は会員への還付、もしくは納期までの間の保管のための専用口座を設けるものとする。

4 専用口座は、次の金融機関とする。

金融機関名	預金種別	口座番号	口座名義人
粕屋農業協同組合	普通	0091626	農業労災事務センター 特定農作業部会 理事長 中村雅和

5 センター特定部会は、労災保険料等の交付を受けた場合、直ちに納付するときのほかは、前項の専用口座に預託するものとする。この場合、労災保険料その他の徴収金は、国に納付し又は会員に還付するときのほかは、これを引き出さないものとする。

6 センター特定部会は、会員の労災保険料その他の徴収金の納付のためセンター特定部会に交付した金銭が、納付すべき労災保険料その他の徴収金の額を超過している場合には、超過分の金額を当該会員に返還するものとする。ただし当該会員の承認によって未納の労災保険料その他の徴収金に充当することができるものとする。

(会計年度)

第13条 労災保険料特別会計及び一般会計の会計年度は、定款第28条の定めによるものとする。

(専用口座の預金通帳と印鑑の保管)

第14条 センター特定部会は、労災保険料等専用口座の預金通帳と印鑑の保管責任者をそれぞれ別の者に別途定めるものとする。

(監査)

第15条 センター特定部会は、毎年1回又は随時に労災保険事務処理及び労災保険料等の預り金の処理について監事の監査を受けるものとする。

## 第6章 報 告

(総会等への報告)

第16条 センター特定部会は、毎年1回センター特定部会の総会等の議決機関において労災保険料その他の徴収金の徴収、納付状況を報告するものとする。

## 第7章 補 則

(承認)

第17条 この規約についてセンター特定部会の総会等の議決機関の承認を得るものとする。

## 附 則

(執行期日)

この規約は、センター特定部会が農業労災事務センター特定部会として福岡労働局長の承認を受けた日から施行する。